

広島県告示第五百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|------------------------|---------------------------|------------|
| 井之川眼科医院 | 呉市西中央一―三―六 | 平成一九年三月二日 |
| 藤原脳神経外科クリニック | 呉市中通二丁目一―二四 ガレンビル 二F | 平成一九年三月二日 |
| 檀上内科医院 | 尾道市西御所町九―九 | 平成一九年三月二日 |
| 医療法人 一香会 宇根 小児科内科医院 | 尾道市高須町五〇四八 | 平成一九年三月二日 |
| 泌尿器科 福島クリニック | 尾道市土堂二丁目六―一七シーサイド 小西三F | 平成一九年三月二日 |
| 佐竹医院 | 三次市和知町二八五二―一 | 平成一九年二月二〇日 |
| 庄原眼科 | 庄原市板橋一六五―六 | 平成一九年三月二日 |
| ますだ小児科 | 安芸郡府中町大須三丁目八―五六 | 平成一九年三月二日 |
| 中野診療所 | 山県郡北広島町川小田八―一三 | 平成一九年一月二日 |
| 福永歯科医院 | 呉市海岸三―一三―七 | 平成一九年三月二日 |
| チャイルド歯科 | 廿日市市住吉一丁目三―三二 | 平成一九年三月二日 |
| みやま薬局 | 三原市糸崎七丁目一―二九 | 平成一九年三月二〇日 |
| アプロ高須薬局 | 尾道市高須町五〇〇七 | 平成一九年三月二日 |